

身体拘束廃止に関する基本的な考え方

身体拘束は利用者の生活の自由を制限することである。また、利用者の尊厳ある生活を阻害するものである。

したがって当施設では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、身体的拘束をはじめとするあらゆる拘束を安易に正当化することはない。職員一人一人が身体的、精神的被害を理解し拘束廃止に向けた意識を持つこと、身体拘束をしないケアを見出すことに努めること、利用者が安心して生活できるように環境を整えていく。

身体的拘束は、原則として高齢者虐待にあたることを理解し、身体的拘束ゼロを目指す取り組みを実施・継続していくために、この指針を定める。

介護保険における指定基準に関する身体拘束の規定

平成11年厚生省令第39号「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」の中の第11条4項において「施設サービスの提供に当っては、当該入所者又は他の入所者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他入所者の行動を制限する行為（身体拘束）を行ってはならない。」とされている。

(身体拘束にあたる具体的な例)

- ① 徘徊しないように、車椅子やベッド等に体幹や四肢を紐等で縛る。
- ② 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひもなどで
- ③ 自分で降りられないように、ベッドを柵で囲む。
- ④ 点滴・経管栄養などのチューブを抜かないように、四肢を紐などで縛る。
- ⑤ 点滴・経管栄養などのチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。

- ⑥ 車椅子や椅子からずり落ちたり立ち上がったりにしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける。
- ⑦ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を用意する。
- ⑧ 脱衣やオムツはずしを制限するために介護衣(つなぎ服)を着せる。
- ⑨ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢を紐などで縛る。
- ⑩ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪ 自分の意思で開けることのできない居室などに隔離する。

身体的拘束適正化委員会の設置

- ①身体的拘束適正化委員会は、3か月に1回以上開催することとし、身体的拘束の発生や終了に関する事項がある場合には、必要に応じて随時開催すること。
- ②身体的拘束適正化委員会は、高齢者虐待防止に関する事項についても検討すること。
- ③身体的拘束適正化委員会は、上記結果を集計・分析を行い施設長・管理者に報告する。

研修の実施

身体的拘束の適正化等に関する研修について、身体的拘束に関する正しい知識や廃止に向けた考え方について理解を深め、身体的拘束ゼロに向けた取り組みを実施していくことを目的に、年に2回以上の研修を実施する。

緊急やむを得ない場合の例外三原則について

利用者個々の心身の状況を勘案し、疾病・障害を理解したうえで身体拘束を行わないケアの提供することが原則。しかしながら、以下3つの要素の全てを満たす状態にある場合は、必要最低限の身体的拘束を行うことがある。

- | | |
|------|---|
| 切迫性 | 利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。 |
| 日代替性 | 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと。 |
| 一時性 | 身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。 |

身体的拘束例外三原則

身体的拘束の発生に関する手続き

身体的拘束の実施については、「切迫性」「非代替性」「一時性」の3つの要件を満たし、かつそれらの要件の確認等の手続きが、極めて慎重に実施された場合のみ限られる。

「緊急やむを得ない場合」の判断については、当該部署の責任者及び施設長の合意の下で行う。その上で、身体拘束適正化委員会において、十分に協議する必要がある。職種や個人による個別的な判断は行わない。

利用者及び家族に対しては、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、実施する期間を十分に説明し、理解を得るように努める。

身体拘束の実施については、その経過観察及び経過記録を記載し、1か月に1回は、身体拘束の廃止に向けた会議を実施する。